

第4号様式（第8条関係）

葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費等助成金交付申請書兼同意書

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
電話番号

葛飾区長 宛て

（受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金・受験料給付金・教材費給付金・交通費給付金）の交付を受けたいので、同意事項を承諾した上で、下記により申請します。

①助成対象者 (受講費用等を負担し、助成金の交付を申請する方)	氏名	フリガナ -----	生年 月日	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)
	住所	(〒 -)	電話番号	
②受講者 (助成対象者と同じ場合記入不要)	氏名	フリガナ -----	生年 月日	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)
	住所	(〒 -)	電話番号	
③受講施設の名称				
④講座の名称				
⑤講座の種類	通信制 ・ 通学 ・ 通学及び通信制の併用 ・ 無料塾			
⑥受講科目	: _____ : _____ : _____ : _____ : _____ : _____ : _____ : _____ : _____ : _____			
⑦試験を免除できる科目				
⑧受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)			
⑨所要費用	<input type="checkbox"/> 入学料	円	<input type="checkbox"/> 受講料	円
	<input type="checkbox"/> 受験料	円	<input type="checkbox"/> 教材費	円
	<input type="checkbox"/> 交通費	円		
	(経路: _____)			円
(備考)				

(同意事項) 助成対象者の世帯に関する住民基本台帳及び母子・父子自立支援プログラムについて、助成金の交付の審査に必要な範囲で公簿等により確認することについて同意します。

(注意)

- 1 受講開始時給付金の交付申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。
- 2 受講開始時給付金の交付申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学金、受講料を記入してください。
- 3 受講終了時給付金の交付申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。
- 4 合格時給付金及び受験料給付金の交付申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 5 受講終了時給付金及び合格時給付金の交付申請における所要費用については、受講終了までに支払った入学金、受講料を記入してください。
- 6 教材費給付金の交付申請期間は、購入の証明書に記載された日から起算して30日以内です。
- 7 交通費給付金の交付申請期間は、原則、助成講座の受講を修了した日から起算して30日以内です。また、毎月の交付を希望する場合にあっては、公共交通機関を利用した日に属する月の翌月末までです。
- 8 助成講座の指定を事前に受けることが出来なかった方の交付申請期間は、葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費等助成金対象講座指定審査結果通知書の通知日から起算して30日以内、又は上記1, 3, 4, 6, 7で定めている日のいずれか遅い方です。
- 9 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

(添付書類)

本申請において、以下の書類を添付してください。

- 1 助成対象者及び受講者の住民票の写し
- 2 葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費等助成金法定代理人同意書(第2号様式)(助成対象者が18歳未満の場合に限る。)
- 3 助成対象者の法定代理人であることを証する書類(助成対象者が18歳未満の場合に限る。)
- 4 助成対象者及び受講者が母子・父子自立支援プログラム等の支援を受けているひとり親家庭に属する方の場合、当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し並びに母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 5 受講開始時給付金の申請をする場合、受講施設の長が、助成対象者が支払った費用について発行した領収書
- 6 受講終了時給付金の申請をする場合、受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する証明書及び助成対象者が支払った費用について発行した領収書
- 7 合格時給付金の申請をする場合、文部科学省が発行する合格証書の写し
- 8 受験料給付金を申請する場合、文部科学省が発行する合格証書の写し、助成対象者が支払った費用に係る書類
- 9 教材費給付金を申請する場合、無料塾で学習するために、助成対象者が支払った費用に係る領収書(高卒認定試験の合格を目指す教材であることが明確であるものに限る。)
- 10 交通費給付金を申請する場合、無料塾へ通うために、助成対象者が支払った費用に係る書類(無料塾に係る交通費であることが明確であるものに限る。)及び出席簿といった、受講者が無料塾に通った日を証する書類(無料塾が発行したのものに限る。)